

NORMA



社協情報

No.349

特集

市区町村社協の事業継続計画（BCP）策定に向けて 〈p.2〉

- **地域づくりのいろは（応用編）【第4回】** 〈p.6〉
これまでに構築した支援体制を活かし、新たな地域づくりへ
福井県・坂井市社会福祉協議会
東京都立大学人文社会学部 准教授 室田 信一氏
- **社協活動最前線** 〈p.8〉
南島原市社会福祉協議会（長崎県）
社会福祉法人との連携により買物支援や墓地清掃等の新たなサービスを
生み出し、地域生活課題を解決
- **社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働【第4回】** 〈p.10〉
～ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けて～
東松島市社会福祉法人連絡会の取り組み
（宮城県・東松島市社会福祉協議会）
- **未来の豊かな“つながり”のための全国アクション** 〈p.11〉
- **コロナ禍での社協職員の矜持【第4回】** 〈p.12〉
兵庫県・神戸市兵庫区社会福祉協議会 地域支援課長 長谷部 治氏

市区町村社協の事業継続計画 (BCP) 策定に向けて

近年の頻発化・激甚化する大規模災害による被害を最小限に、また対応をより円滑にしていくためには、平時における備えが重要となる。

こうした事前の備えの一つとして、「事業継続計画 (BCP : Business Continuity Plan)」(以下、BCP) があげられる。BCPとは、大規模災害等が発生した場合も、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短時間で復旧させるための方針や体系、手順等を示した計画のことである。

他方で、「平成30年度市区町村社会福祉協議会活動実態調査結果」によると、平成30年度における市区町村社協におけるBCPの策定率は10.0%で、策定予定とあわせても21.7%にとどまっている。

また、令和3年度介護報酬改定および障害福祉サービス等報酬改定により、介護サービス事業所等においては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービス等が継続的に提供できる体制を構築する観点からBCPの策定が義務づけられた。介護サービス等を実施する市区町村社協には、令和6年度までにBCPの策定に向けた対応が求められている。

そこで、本特集では、大規模災害に備え、市区町村社協におけるBCP策定のさらなる普及を図るために、BCP策定の取り組みとBCP策定支援に向けた二つの実践事例を紹介する。

事例 1

「ともに生き (安全)、ともに支えあい (安心)、心のかよいあう地域社会 (安定・安住) の実現」に向けたBCP策定 新潟県・長岡市社会福祉協議会

1. BCP策定の経緯

長岡市では、「平成16年7月新潟・福島豪雨」や「新潟県中越地震」(平成16年10月)のほか、多発する雪害などさまざまな災害に見舞われてきた。

長岡市社会福祉協議会(以下、市社協)では、その都度、災害ボランティアセンターを設置し、被災者支援活動を行ってきたが、実施する事業の継続や中断の判断基準、具体的な行動の手順などの取り決めはできていなかった。

災害時には、市社協の担う役割が高まるにもかかわらず、災害対応の経験のある職員が減少し、多くの職員が今後の自然災害への危機感を持っていた。

このようななかで、災害対応の経験を継承し、具体的な行動を可視化することで、「新たに発生する業務の対応」と「普段から実施している事業の継続」の両立を目的にBCPの策定に取り組んだ。

2. BCP策定におけるポイントとBCPの主な内容

BCP策定にあたっては、市社協がめざす「ともに生き(安全)」「ともに支えあい(安心)」「心のかよいあう地域社会(安定・安住)」の3つの視点を重視することとした。主な内容は以下の通りである。

(1) 基本方針

市社協が市民に対し、福祉サービス(事業・活動・業務)を提供し続けるために、災害や事故などで被害を受けても、①重要な福祉サービスの提供をなるべく中断させない、または、②中断しても可能な限り早急に再開できるように、事前に取り決めておく計画とした。

(2) BCP策定体制

各部署・各事業担当者のなかから平成16年度の災害経験者を中心としたワーキングチーム(12人)と支所長・

課長で構成するプロジェクトチーム（7人）を組織し、検討を重ねた。

（3）主な検討事項

既存事業の再確認（洗い出し）を行い、①事業・業務の継続方針（何を行うか、行わないかを定める）、②被災時における対応方法（行うべきことをどのように行うかを定める）、③平時の備え（行うべきことを行えるように準備する）について検討を行った。

（4）BCP策定のポイント

BCPは策定後も見直しを続けることにより、事業継続力を高めるという考え方であることから、①最初から完璧な計画を作ろうとしない（初動対応だけでも、まずは作ってみる）、②策定したBCPを基に、訓練を実施する（課題を洗い出し、対応することで、よりよいBCPになる）ことをポイントに策定を進めた。



◆平成16年度の災害経験者を中心としたワーキングチーム会議

3. BCP策定を通じた効果、職員の変化

BCPを策定することによって、改めて事業・活動・業務の見直しの必要性を確認することができ、可視化にもつながった。

さらに法人として担っている事業等の確認と現在不足している備えの確認につながった。

また、全職員を対象とした説明会を開催し、災害発生時のBCPをすべての職員が認識したことで、職員一丸となって災害を乗り越えなければいけないという責任感が高まった。

4. 今後の展望

BCPは、策定して終わりということではなく、策定したうえで日常の管理、教育、訓練を実施するとともに、

必要に応じて計画の見直しを行い、災害発生時においても、安定的・継続的に必要な福祉サービスを提供できる仕組みを維持していく必要がある。

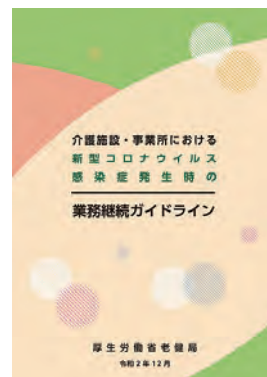
また、令和3年度の介護報酬改定において、すべての介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施が義務づけられ、「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン」が示された。

市社協においても、このガイドラインの内容を踏まえて介護サービス事業所の事業継続計画を策定するとともに、令和2年3月に策定した災害時の事業継続計画書第1版の見直しを行い、感染症や災害が発生した場合であっても、重要な福祉サービス等の提供をできるだけ中断しない、また中断した場合においても可能な限り早期に再開できるような体制づくりを行っていくことが重要であると考えている。



◆長岡市社協「災害時の事業継続計画書（第1版）」

（参考）厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修動画」



●厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン」をもとにした介護施設・事業所のBCP作成支援の研修動画を視聴できる。

1. BCP策定支援を始めた経緯

栃木県はこれまで災害の少ない県といわれていた。しかし、近年の災害の多発、広域化により、平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風と大きな被害を受けており、災害対応力の向上は喫緊の課題となっている。

平成27年9月関東・東北豪雨での対応においては、災害ボランティアセンターの業務過多と業務傾倒、マネジメント不足、被災社協職員の過重負担などの課題があった。災害対応における平時からの業務整理と組織マネジメント、戦略的な受援や協働の必要性が見られ、BCPの重要性について再認識することとなった。この課題は、令和元年東日本台風でも同様にみられた。

「地域福祉」を主とする社協業務は、行政や他の福祉団体とは視点が異なる。社協の特性に着目した視点でのBCP策定が必要と感じ、栃木県社会福祉協議会（以下、県社協）では、平成30年度から市町社協のBCP策定推進に動き出した（平成30年4月時点では、県内市町社協のBCP策定は0か所）。

2. 具体的な取り組みの内容

平成30年度にスタートアップとして、市町社協を対象に「事業継続計画研修会」を開催し、そもそもBCPとは何か、その必要性や作成方法について理解の促進を図った。

令和2年度からは「市町社協事業継続計画策定支援事業」を開始し、①事業継続計画研修会、②とちぎ社協事業継続計画策定・運用検討会の2事業を実施している。①事業継続計画研修会では、BCPの基礎的な理解を中心とした研修を実施し、②とちぎ社協事業継続計画策定・運用検討会では、県内の市町社協に声をかけ、自主的に参加した市町社協職員で構成する検討会を設置した。社協や福祉事業所のBCP策定支援実績のあるアドバイザーを迎え、社協の特性を踏まえたBCPの策定や運用について、市町社協の立場から検討を行っている。

令和2年度は、BCPの「策定」について焦点を当て、各市町社協で策定を進めるためのツール開発を行い、「と

ちぎ社協事業継続計画作成ツール【簡易版】」を発行した（県社協のホームページにデータを掲載し、随時活用できるようにしている）。



◆とちぎ社協事業継続計画作成ツール【簡易版】

3. 「とちぎ社協事業継続計画作成ツール」の内容と主なポイント

本ツールは、「簡易的に」「社協の特性を踏まえて」「例示で分かりやすく」の3点を意識して作成した。また、過去の災害でも、BCPは作成していたが、実際に発動しなかったケースも多いため、まずは簡易的に作成→事前対策・訓練等の実施→点検・評価→見直し・再プランニング、とPDCAサイクルで運用していくことを基本姿勢としている。最初から机上での完璧なプランをめざすのではなく、運用により継続的改善を行い、実効性を高めていく。

本ツールにおいて、BCPの項目立ては、「1. 基本方針」「2. 被害状況の想定」「3. 非常時優先業務と目標開始時間」「4. 緊急事態発生時の対応体制」「5. 初動対応・全体フロー」「6. 緊急事態の発生時に起こりうる事態とその対策」「7. 教育・訓練」「8. 見直し」の8項目とした。

業務の優先度判断の尺度として、①職員・利用者の生命・生活の維持、②法人運営の維持・継続（コンプライアンス含む）、③コミュニティの維持（地縁・つながりづくり）の3つを設定した。①②は一般的な尺度であるが、③は地域福祉の推進をめざす社協の特性を踏まえた尺度として加えている。

また、社協における有事（特に自然災害時）の特徴と

して、災害VCの設置・運営や緊急小口資金特例貸付の実施等、業務量が膨大となり、かつ優先することが求められる業務が発生するため、通常の100%の業務量を大きく超えてしまう。そのため、優先業務以外は、「休止」（一時休止もしくは当面休止）とし、集中的に優先業務に資源を投入する考えとした（図表）。

次に、「初動対応」を重要視した。初動時は混乱しやすく、初動の遅れや後手の対応が、後々の課題発生や社協の評価低下につながってしまう。組織としてどう動くのか、自部署はどう動くのか、初動イメージを全職員が確認・共有しておけるよう、項目として入れ込んでいる。

なお、本ツールは自然災害を想定して作成しているが、巻末には感染症対応のBCP作成ポイントを掲載し、自然災害とは異なる点や考え方のポイントを示した。

4. 今後の展開

令和2年度はBCPの「策定」を焦点に事業を実施したが、令和3年度はBCPの「運用」、いわゆる「事業継続マネジ

メント（BCM：Business Continuity Management）」に焦点を当てて実施する。事業継続計画研修会では運用面に特化した研修を行うとともに、策定・運用検討会では、すでにBCP策定済み社協をモデル社協とし、実際にPDCAサイクルの一連の流れをモデル社協とともに作り上げていく。そして、それを報告書にまとめ、県内にも広めていきたいと考えている。

また、BCP導入には職員のBCPへの理解が必須であるため、内部研修用のBCP説明動画を作成し、各市町社協での職員教育をサポートしていく。

自然災害の多発に加え、感染症の拡大や介護報酬の改定も相まって、BCPの重要性は加速度的に増してきている。このような背景もあり、事業実施以降、県内25市町社協のうち、BCP策定済は令和3年6月時点で9社協、令和3年度策定予定も7社協と大きく増加している。有事においても、社協として、地域住民の協働による課題解決に向けての支援が滞りなく継続できるよう、県社協としても引き続き、「社協の特性を踏まえた」「実効性のある」BCPの普及や策定支援を行っていきたい。

◆図表 「とちぎ社協事業継続計画作成ツール」における「非常時優先業務と目標開始時間」の記載例

3. 非常時優先業務と目標開始時間

本会は、緊急事態発生時に優先的に開始・再開する業務を以下のとおりとします。

【優先度：A（最優先）>B（優先）>C（一時休止）>D（当面休止）】

【影響度：a（非常に大きい）>b（大きい）>c（少ない）>d（ほぼない）】

(1) 非常時優先業務

【地域福祉係】

区分	業務名	優先度	優先度の判断基準（影響度） 【影響度：a>b>c>d】			業務開始目標時間				
			職員・利用者の生命・生活の維持	法人運営の維持・継続	コミュニティの維持	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
応急業務	災害ボランティアセンター設置準備（被害状況確認、行政調整、資機材・備品調整、周知・連絡等）	A	a	b	a	●	→	→		
応急業務	災害ボランティアセンター設置・運営	A	a	b	a			●	→	→
通常業務	配食サービスに関すること	B	a	d	c			●	→	→
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

(2) 休止業務

【地域福祉係】

業務名	優先度	優先度の判断基準（影響度） 【影響度：a>b>c>d】		
		職員・利用者の生命・生活の維持	法人運営の維持・継続	コミュニティの維持
サロン運営に関すること	C	d	d	a
ボラセン広報誌に関すること	D	d	d	c
:	:	:	:	:

※優先業務に影響を与えない範囲で、基本的に優先度Cの業務から順次再開します。

地域づくりのいろは

(応用編)

これまでに構築した支援体制を活かし、新たな地域づくりへ

福井県・坂井市社会福祉協議会

坂井市社会福祉協議会（以下、市社協）は、平成29年度から「生活支援体制整備事業」、令和3年度から「重層的支援体制整備事業」を受託しています。市社協が独自に整備してきた日常生活圏域の協議会等を活かした地域づくりが特色で、これまでの蓄積を新たな制度で活用することにより、効率的な事業運営が可能になっています。

■ 坂井市における実践圏域整備の経緯

坂井市は平成18年に、三国町・春江町・丸岡町・坂井町の4町が合併して生まれました。町ごとに環境やニーズが大きく異なるため、合併前の4町を日常生活圏域としてとらえ、圏域ごとに医療・福祉・保健等のサービスを提供しています。

坂井市には、各地区のコミュニティセンター単位にまちづくり協議会が設置されています（23か所）。さらに小さな単位として、地域福祉推進基礎組織（「地区ふくしの会」「まち協福祉部会」）が37か所あり、それらを活動圏域として、県内の各種モデル事業への申請・提案、実施、評価を繰り返しながら、小地域福祉活動を展開してきました。

■ 地域組織を活用し、国の事業を受託

小地域福祉活動のひとつに、平成20年から実施した介護予防に関する人材育成や地域活動を実施する「地域組織活動育成事業」があります。平成29年度より、この事業を移行する形で生活支援体制整備事業を実施しています。

生活支援体制整備事業の受託を契機に、第1層の市域に1名、第2層の町域に1名ずつ計5名の生活支援コーディネーターを配置しました。また、4町ごとにすでに設置されて

いた「支部社協委員会」を協議体として活用し、各地区の高齢者の課題について解決策を考え、高齢者の免許返納後の買物支援や、民生委員・児童委員（以下、民生委員）と子ども福祉委員による一人暮らし高齢者の歳末訪問事業など、各地域で住民相互の助け合いの活動が広がってきました。

このようななか、平成30年度からは地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（モデル事業）の「地域力強化推進事業」（以下、地域力強化事業）を受託しました。地域力強化事業の主体は住民であり、市社協は住民が行いたい活動を応援していくというスタンスで、住民とともに話し合い、住民だけでは解決できないことについては、行政

や市社協も入って解決していききました。この活動のなかで特徴的なのが、コミュニティデータシート（以下、データシート）づくりです。データシートは、人口、高齢化率、地区にある避難所、子ども・子育て世帯の状況、地域で話し合った各地域の強み・課題・将来、どんな生活をしたのかをまとめたものです。自分たちの地域の課題解決に結びつける

ためには、自分たちの地域を「見える化」することが重要です。このデータシートをもとに住民ワークショップを行い、地域の課題を住民とともに分析して解決に向けて話し合いました。その結果、高齢者の拠点として「喫茶店のような交流拠点の立ち上げ」「実験的なオンデマンドバスの運行」等が生まれ、また、高齢者に限らず、全市民を対象とした地域ニーズに合ったさまざまな住民活動が生まれました。

データシートは、モデル事業の時は市内の4地区のみで作成していましたが、今年度からはコミュニティセンター圏域の全23地区でワークショップを開催し、作成していく予定です。

グループワークの結果	
簡易SWOT分析	
<p><現在の生活について、いいな・好き></p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康で働けることが良い ②車さえあれば買い物などが便利 ③近所から野菜の差し入れがある ④サロンを行っている地区がある ⑤地域の行事が長く続いている ⑥新旧住民の融和が図られている 	<p><将来の生活について、こうなっていると良い></p> <ul style="list-style-type: none"> ①いつまでも元気である ②車がなくてもどこへでも行ける町 ③認知症になっても安心して過ごせる社会 ④地域の安全が守られている ⑤子どもが増えたと良い ⑥みんなで支え合う社会
<p><現在の生活について、イマイチ・嫌></p> <ul style="list-style-type: none"> ①家にいることが多い ②世代間のつながりが薄い ③集落内の交通量が多い ④子どもが外で遊んでいない ⑤近くに買い物できる場所がない ⑥ひとり暮らしの人が多い 	<p><将来の生活について、こうなって欲しくない></p> <ul style="list-style-type: none"> ①体が動かなくなったら嫌 ②孤独な人が増えて欲しくない ③車がないとどこにも行けなくなる ④空き家が増えないで欲しい ⑤地区行事や近所のつながりが無い ⑥子どもが離れていくような地域
地域づくりのアイデア	
<ul style="list-style-type: none"> ・各地区で畑のフリースペース ・一人暮らしの買い物支援（移動販売など） ・多世代交流 ・地区の行事・伝統的な祭の継続（中学生、高校生に参加してもらえるような企画） ・同世代に合った楽しい居場所作り ・若年性認知症の人を支援する場所 ・空き家を利用した趣味の家（陶芸、体操、手工芸など） ・集会所で無料の体操活動（週1回1時間、近所の人、一人暮らしの人を誘う） ・無料の便利屋さん（高い所の掃除、電球交換など、大学生ボランティアが良い） ・子どもが外で遊べば、大人もつられて出てきて交流が生まれる ・送迎ボランティア（乗り合わせて行きたい所に連れて行ってくれる） ・気の合う仲間週に1、2回集まる機会を作る（そば会、鍋、お酒など） 	

坂井市コミュニティデータシートより一部抜粋



■ 同じ活動のなかに入ること 深まった行政との連携

市社協は、生活支援体制整備事業、モデル事業を行政とともにやってきましたが、お互いの考えを伝えることには課題がありました。方向性を同じく進めているのだから、お互いの考えや事業を理解し合うことも重要です。そこで、住民ワークショップ等に行政にも入ってもらい、住民とともに地域について考え、具体的な実践に結びつけるプロセスを見もらうようにしました。また、平成29年度からは生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業を受託し、市社協の職員が坂井市役所福祉総合相談室内で業務を行うことになりました。実際にお互いの活動の場のなかに入り、ともに同じ事業に携わるようになって、連携がしやすくなったように感じています。

今年度を初年度とする6か年計画の第3次地域福祉活動計画「かたいけのプラン」（「かたいけの」は、「お元気ですか」の意味）は、初めて坂井市の地域福祉計画と一体的に策定し、オール坂井市で取り組む姿勢を対外的にも明確にしています。地域福祉計画では、5つの基本施策が示されており、そのうち2つが住民主体の地域福祉の推進についての項目になります。この2つの施策についての具体的な活動（行動）計画という位置づけで地域福祉活動計画を策

定し、両計画が補強・補完する関係になっています。また、第3次計画は、策定委員に行政の教育委員会、ハローワークの職員等が加わり、これまで以上に福祉にとらわれない「まちづくり」の視点が増えたことも特徴です。

■ 各事業を活用して活動の幅を広げる

市社協ではここ数年、生活支援体制整備事業や地域力強化事業に取り組むなかで、市社協の存在を少しずつ福祉分野以外の人にも理解してもらえるようになってきたと感じています。ボランティアや民生委員など、関わる人が限定されていた地域福祉が、今は地域のすべての人が関わり、地域の課題について話し合うという認識に変わってきました。

生活支援体制整備事業の受託前は、市社協職員も事業ごとの担当であり、「地域をどのようにしていこう」という考えではなく、「この事業をどうしよう」という考えになってしまっていました。モデル事業までの一連の事業に取り組むことで他の自治体の取り組みを知る機会にもなり、地域の課題を解決するために「事業を道具にする」という意識に変わったと感じています。

また、人員の配置も事業を活用しながら充実させていきました。生活支援体制整備事業を契機に配置され

た生活支援コーディネーターは、今年度の重層的支援体制整備事業の実施にともない、2層圏域に生活支援コーディネーターを兼ねる形でコミュニティソーシャルワーカーが8名配置されるようになりました。また、これとは別に、参加支援を行うコーディネーターが市社協に1名配置され、相談者を地域につないだあとのフォローや伴走支援を行っています。参加支援コーディネーターは、地域福祉計画にその配置について明記され、主に重層的支援体制整備事業のなかの参加支援を担う役割をしています。

近年、続々と国から示されていく「少子高齢化時代における地域づくりのあり方」に添えていくためには、私たちが考え方を一新する必要があります。今後求められている地域住民の課題は何か。地域を変えるためにはどんな活動が必要なのか。事業を単なる予算獲得の手段だと思わずに、それを道具として活用し、地域に還元できる仕組みづくりが求められていると思います。また、長期的な視点を持ち、地域の将来を見守って活動をしていくことが重要です。幸いなことに市社協では、古くから地域福祉の拠点となる体制をしっかりと整えてきました。その体制を活用しながら、住民主体の地域福祉活動をサポートしていきたいと考えています。

国の制度を活用して独自の仕組みをつくる

令和2年の社会福祉法改正により、地域における支え合いの仕組みの構築に予算が付くことになりました。これまで多くの社協が取り組んできたことに財政的な後ろ盾ができたことは喜ばしいことですが、制度化されるということは、枠組みが当てはめられることでもあります。そうした枠組みに現場の実践が振りまわされないようにするためにも、制度を活用しつつ、自分たちの地域にあった仕組みをつくる工夫が求められます。坂井市では、コミュニティデータシートを活用することや、得られたデータを地域福祉活動計画に

反映させることで、住民の声や思いを地域の実践に反映してきました。

現在、国はコーディネーターを配置して、住民参加による地域の支え合いの仕組みづくりを積極的に推進しています。社協が得意としてきた分野なので、行政からの期待も大きいですし、予算を獲得して事業規模を拡大する契機でもあります。坂井市社協のような独自の工夫がなければ、枠にはまった窮屈な事業になってしまうことを危惧する必要があります。

東京都立大学人文社会学部
准教授 室田 信一氏



南島原市社会福祉協議会

社会福祉法人との連携により買物支援や墓地清掃等の新たなサービスを生み出し、地域生活課題を解決



島原・天草一揆（島原の乱）の舞台となった世界文化遺産「原城跡」

南島原市社協では、地域生活課題の解決に向けて、社会福祉法人・福祉施設との連携・協働による買物支援バスサービスや墓地清掃管理サービス等の新たなサービスを開発・展開している。地域住民や民生委員・児童委員から寄せられる地域生活課題を受け止め、新たなサービスを生み出す取り組みについてお話をうかがった。

社協データ

【地域の状況】（2021年5月現在）

人口 43,887人
世帯数 18,761世帯
高齢化率 40.1%

【社協の概要】（2021年5月現在）

理事 8人
評議員 12人
監事 2人
職員数 115人
（正規職員 45人、非正規職員 70人）

【主な事業】

- 法人運営事業
- 福祉センター等の管理運営（指定管理施設）
- 地域福祉事業：調査・研究・企画・

広報事業、地域福祉推進事業、福祉総合相談事業、視覚障害者生活訓練等事業、日常生活自立支援事業、成年後見センター運営事業、自主活動立ち上げ事業、生活支援体制整備事業、就労的活動支援事業、結婚サポートセンター運営事業、墓地清掃管理サービス事業、生活困窮者レスキュー事業、共同募金配分金事業、生活福祉資金貸付事業、ボランティア連絡協議会運営

- 居宅介護等事業：居宅介護支援事業、訪問介護事業、居宅介護事業、養育支援訪問事業、通所介護事業、訪問入浴介護事業、訪問看護事業

「買物支援バスサービス」事業を始めた経緯

南島原市社協（以下、市社協）が地域における公益的な取組として買物支援バスの運行を始めたのは、令和2年6月のことである。きっかけは、民生委員・児童委員からの相談だったと江川雅也事務局長は語る。

「ある地区の民生委員・児童委員さんから、地域の大きな商店が閉店することになったという情報をいただきました。その地区は定期バスの運行本数も非常に少なく、車を運転できないと完全に買物難民になってしまうのです」

そこで民生委員・児童委員に協力を依頼して対象地区のアンケート調査をしてみると、回答者の平均年齢は79歳を超えていた。自動車の運転は63%が「できない」という回答である。運転免許証を自主返納している人も多く、移動手段はバス・タクシー等の公共交通機関を使うしかない。しかしバスは朝夕1本ずつしかなく、タクシーでは費用負担が大きすぎる。もっと気軽に移動したいという切実な願いが多かった。

そんな声を受けて市社協では、「移動支援」こそが重要な地域生活課題の解決の第一歩になると考えた。地域住民がこれからも安心して暮らせ

るように、買物支援バスサービスに取り組むことになったのである。

バスを待つ間に、地域住民同士の交流が深まった

この事業を始めるにあたり、まず必要なのが協力者となる事業者であった。そこで市社協は、「地域住民への社会貢献」という理念に共感してもらえるパートナーとして、古くから特別養護老人ホームを運営する市内の社会福祉法人に依頼したところ、二つ返事で快諾してくれた。バスと運転手を提供してくれたのである。

はじめは4地区を対象にした試運転から始まった。登録された13名を、第1・3火曜日運行の1班、第2・4火曜日運行の2班とに分け、3か所の停留所（待合所）を経由して、ショッピングセンターまで移動していく。店に着くのは10時で、12時までの2時間ゆっくりと買い物を楽しむことができるという仕組みだ。現在は登録者数が18名に増え、運行範囲も7地区へと拡大している。本年8月からは生活支援体制整備事業の予算を活用することができるようになった。この事業がスタートしてから地域住民同士の交流がとても活発になったと、生活支援コーディネーターの松永裕介さんは

語る。

「普段の皆さんの生活スタイルは車で移動することがほとんどなので、直接会ってお話するような機会はほとんどありませんでした。でも停留所でバスを待つ間に、利用者同士の会話が自然とはずんでいったのです。停留所の場所を提供する事業者（公民館・障害者施設等）も、バス待ち時間が少しでも楽になるようにと停留所に椅子を設置してくれるようになりました」

この事業の対象者は、65歳以上の高齢者で、それ以外の条件（独居かどうか・運転免許証の有無）は、特にない。ただしタクシー業界への事業圧迫とならないように、利用は「買物」に限定し、往復ともバスを利用することが条件だ。病院への通院利用に関してもニーズは高いのだが、公共交通機関との共存を図るためにも目的は「買物」だけに絞っている。今後、この事業を市内全地区



社会福祉法人との連携による買物支援バス

南島原市

(長崎県)

南島原市は、長崎県の南部、島原半島の南東部に位置し、そうめんの生産量全国第2位を誇る「島原手延そうめん」の産地である。また、日本最初の国立公園「雲仙天草国立公園」や世界ジオパークの認定の「島原半島ジオパーク」、世界文化遺産登録の「原城跡」を有する、豊かな自然と貴重な歴史をあわせ持った地域である。

に広げていくためにも、重要なポイントなのだという。

墓地清掃管理を障害のある人の仕事に

市社協のもう一つの大きな取り組みが、墓地清掃管理サービスである。これはもともと市内の就労継続支援B型事業所（以下、B型事業所）が始めた事業であったが、期待に反して依頼が増えなかったため、市社協に協力依頼があったのだと江川事務局長は取り組みの経緯を説明する。

「ちょうどその時、新聞記事で熊本県天草市社協が墓地清掃サービスに取り組んでいるという話を知りました。私たちが災害協定を結んでいる社協でもあり、さっそく視察に行き、ノウハウを学ばせていただいたのです。介護事業所の利用者にアンケートをとると、現時点ではともかく、将来的には必ず必要になるという回答がほとんどでした。そこで私たちは市内のB型事業所に集まってもらい、墓地清掃管理サービスを一緒に立ち上げようと提案したのです」

サービス内容としては、南島原市内に墓地をもち、身体的な理由や家族の都合などで墓地の清掃管理ができない人に代わって、墓の掃除や供花を代行する。墓地内の除草、枯葉などのゴミ掃除、手作業による墓石水拭きが基本作業で、1回につき4,000～5,000円、供花は1,500円である。作業実施前と実施後の写真を撮影して利用者に送るため、仕上がりを明確に示すこともできる。

「天草市社協と比較すると受注数はまだまだ少ないのですが、B型事業所からは新しい作業種目が増えたと好評です。ただし、盆や正月前などの一定時期に依頼が集中するの

と、地区によって受注件数の隔たりが大きいのが課題でしょうか。地理的な制約もあり活動範囲が限定されるため、すべての事業所に公平に仕事を割り振れていません。サービスの利用者の多くは県外の人なので、今後は県人会等へアプローチすることによって、依頼数を増やしていきたいと考えています」

受注管理は市社協が担当し、清掃作業は市内のB型事業所に依頼する。見積を作るために事前に墓地を視察し、清掃終了後の報告写真を撮るのも市社協の担当である。1回目の清掃時には市社協の職員が必ず同席し、障害のある人と一緒に清掃作業を行うこともルールとしている。事務経費の500～1,000円を除き、売り上げは、B型事業所へ委託金として支払っている。ただし、サービスの利用条件として「市社協会員への加入」を義務づけている。

「残念ながら、なかなか一般の人に社協会員になってもらうのは難しいのが現状です。でもこの取り組みに賛同して会員になってもらえれば、地域生活課題に取り組む社協の活動を知ってもらうきっかけにもなります。その意味で墓地清掃管理サービスは、社協の広報活動という位置づけにもなりますね」と、江川事務局長。

今後、この事業は、B型事業所だけでなく、ひきこもりの人や生活困



就労継続支援B型事業所との連携による墓地清掃サービス

窮者の就労訓練の場としても展開することを企画している。

総合支援を企画運営できる職員を育てたい

買物支援バスや墓地清掃管理などの地域生活課題の解決に向けた新たなサービス生み出すことで、市社協の職員たちにも少しずつ意識の変化が生まれてきた。松永さんはその変化について、次のように説明する。

「私自身、障害のある人たちと一緒に墓地清掃をすることで、彼らがどのように仕事に取り組んでいるのかといった現場の思いを感じ取れるようになりました。利用者にとこのサービスの趣旨を説明する上で、とてもいい経験になっています。さらにB型事業所の職員さんたちと知り合うことができ、発想の幅も広がりました。例えば高齢者が集まっている地域サロンなどの拠点で、障害のある人たちが作っている製品を販売してみたらどうだろう…などということです。地域の人たちをつなげることで、可能性が無限に広がっていくのです」

こうした変化は現在、社協職員に最も必要とされているテーマでもある。江川事務局長は、最後に次のようにまとめてくれた。

「コロナ禍で私たちは、本当にたくさんの人たちが地域で苦しんでいる状況を目の当たりにしています。社協に期待されているのは、やはり総合的な支援でしょう。実際にそれを一つずつ企画して実践できるような職員を、一人でも多く育てていきたいと私は考えています」

地域住民の地域生活課題に対し、かゆいところに手が届く——市社協ではこれからもそんな活動を、一つでも多く生み出していく予定だ。

社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働

～ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けて～

東松島市社会福祉法人連絡会の取り組み

宮城県・東松島市社会福祉協議会

東松島市社会福祉法人連絡会の設立の経緯

東松島市社会福祉協議会（以下、市社協）では、平成24年度から市内の福祉事業所職員の親睦を深めるため、「東松島ふくしねっとワーク事業」として、毎年スポーツ大会等を実施し、職員同士の顔の見える関係づくりに取り組んできた。こうしたなか、社会福祉法人制度改革が始まり、今後は社会福祉法人とのより一層の連携強化が必要であると考えた。このため市社協では平成28年度、市内社会福祉法人および行政職員等と社会福祉法人制度改革への対応や行政と社会福祉法人との連携について情報交換会を実施した。さらに平成30年度には、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」（事務局：県経営協）に、市内の社会福祉法人と市社協が参画することとなり、地域における公益的な取組の推進に向けた意見交換会や福祉・介護人材確保・定着推進事業として、「福祉の魅力発見プロジェクト 映画×福祉」を協働で行った。

意見交換を重ねるなかで、各法人も地域における公益的な取組を行わなければならないという意識は持っていたが、「1法人だけで取り組むのは難しい」「何をしたらいいのかかわからない」という思いも抱えていた。そのため、市社協が呼びかけ、市内6つの社会福祉法人が連携・協働して地域における公益的な取組を実践し、地域共生社会づくりに参画していくため、令和元年10月、東松島市社会福祉法人連絡会（以下、連絡会）が設立された。

「福祉なんでも相談窓口」事業

連絡会設立後、初の連携・協働事業として、「福祉なんでも相談窓口」事業を始めることになり、各法人の高齢者施設や障害者相談支援事業所、障害福祉の通所事業所など9か所に相談窓口を設置した。この事業は、地域住民が身近な場所で生活の困りごとを相談できるようになり、さらに、法人間の連携により8050問題や制度の狭間などの複合的な問題を抱えた世帯をまるごと受け止めることができるような相談体制を構築することを目的としている。

窓口開設にあたっては、市社協から各法人に「福祉なんでも相談窓口」の看板とのぼりの設置を依頼した。また、関係者間で事業の理解促進を図るため、市社協の相談支援包括化推進員が各法人をまわり、事業の趣旨を説明しながら、困りごとを受け止めてつなぐことが重要であり、制度の縦割りで対応しない、相談をたらいまわしにしないということについて、共通の認識を持てるように働きかけた。これによって、「断らない相談支援」の体制づくりを進め、複合的な課題や制度の狭間にある相談は市社協につなぎ、市社協の相談支援包括化推進員が多機関を調整して対応することで、包括的な相談支援体制の推進を図り、これまで関わりがなかった機関との連携も生まれた。

「福祉なんでも相談窓口」については、市内全戸配布の市社協広報誌に各窓口の紹介記事を連載で掲載し、住民理解の促進を図った。また、相談対応職員等の意見交換会や研修会を開催し、これら職員間のネットワークの構築を目指した。参加者からは、「相談支援の考え方、アセスメントの重要性、本人主体の支援の考え方について学ぶことができた」という感想が寄せられ、職員のスキルアップが図られた。

今後も社会福祉法人等との連携・協働をより一層強化し、市社協が地域福祉を推進する中核的な団体として、地域の多様な関係者をつなぎ、取り組みを進める「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を担いながら、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」の実現を目指したい。



「福祉なんでも相談窓口」の看板とのぼりは、各法人に設置

未来の豊かな つながりアクション

新型コロナウイルス感染症により、地域福祉活動が制限されるなか、つながりを途切れさせない社協の新たな取り組みや工夫を発信します。



元気！ はつらつ！ 中田男前ダンベル！！

登米市社会福祉協議会（宮城県）

登米市社協がサポートする登米市中田男前ダンベルは、男性15名で構成された団体です。介護予防のための玄米ダンベル体操（袋状にした布に玄米を包み込み、ダンベル風に仕上げたもので気軽にできる体操）をツールに、健康づくり、仲間づくり、地域支援、世代間交流を行っています。



コロナ禍の今こそ、玄米ダンベル体操を広げ、地域に元気を届けたいという一心で、「音健アワード2020」（日本音楽健康協会）へ応募しました。これが会員間の士気を高め、見事、最優秀賞に輝きました。

コロナ禍で体力が落ちた、元気がなくなったと感じている方へ。「打倒！ コロナ!!」を合言葉に中田男前ダンベルから元気を発信していきます。



オータムチャレンジボランティア

上田市社会福祉協議会（長野県）

上田市社協では、毎年、中学生以上を対象に、夏休みを利用した福祉施設等での数日間のボランティア体験「サマーチャレンジボランティア」を実施し、福祉施設や施設利用者への理解を深めていました。コロナ禍で、福祉施設での受け入れが困難となり、昨年の活動は中止となりましたが、活動を希望する学生の声が多く寄せられました。

そこで、秋の土日を利用した「オータムチャレンジボランティア」を開催しました。学生たちには、環境整備活動を行うことで地域の人々が気持ちよく公園を利用することができるようになり、使用済み切手の整理を行い海外の医療支援団体へ送付することが国際的な支援になるなど、間接的ではあり

ますが、誰かのためになるボランティア活動として、つながりを感じてもらえる機会となりました。



2021年8月号 令和3年8月19日発行
編集／全国社会福祉協議会 地域福祉部
発行所／地域福祉推進委員会 <https://www.zcwvc.net/>
東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858
代表者／越智 和子
編集人／高橋 良太
定 価／220円(税込)
デザイン・印刷／第一資料印刷株式会社

編集後記

最近、3密を避けたくうえで東京の地を散策することをひそかな楽しみとしています。先日、友人と「東京ぶらり旅」と称し、池袋を訪れた際、コスプレイベントに鉢合わせました。恥ずかしさが勝った私は、声をかけ写真を撮る友人を横目に、その場を後にしました。
「案ずるより産むが易し」ということわざがある通り、

実際に行ってみるとたやすくできることも多くあり、後の後悔につながるのであれば、まずは行動に移すことも大切であることを実感する1日となりました。
ますます暑さが厳しくなってくる季節ですので、十分お身体にお気をつけてお過ごしください。(貴)





コロナ禍での社協職員の矜持

(第4回)

は せ べ おさむ
長谷部 治氏 (兵庫県・神戸市兵庫区社会福祉協議会 地域支援課長)

1996年神戸市長田区社協入職。2007年に神戸市社協に転籍し神戸市社協総務部、福祉部、神戸市中央区社協を経て2016年より現職。主に神戸版CSW「地域福祉ネットワーク事業」を担当。

コロナ禍での対応

社会の変化に合わせ“毎年ゆるやかに変化していくこと”を基本としてきましたが、コロナ禍の荒波への対応は“ゆるやか”とはいかず、困りごとの質の変化と、困難に直面した人の多さに混乱しつつ対応を続けています。きっとどこも社協も同様だと思うと、コロナ禍に中央共同募金会が示した“あなたは一人じゃない”というコピーがグッときます。

兵庫区社協では、手洗い・消毒・換気・ハンドケアを題材にしたオンライン研修を開催しました。また、保健センターと連携した消毒ボランティア講座の開催、在宅でのボランティア活動の紹介といった事業をはじめ、既存事業をコロナ禍対応にしたり、必要な事業を生み出したりしてきました。

この間、新たに「事業を小さくし、数をこなす」「屋外の積極活用」といった考え方も生まれましたが、「産官学民との連携」「ICTの活用」「他所の事業を真似する」といった以前から言われてきたことが結局のところ一番大切でした。

特例貸付という荒波に職員を割き、事業実施のためにも時間も不足しているなか、“ボランティアこそ、社会の変化に素早く対応できる存在”という信念に支えられました。社協は、地域福祉の担い手の皆さんの活動を変わず支えなくてはなりません。コロナ禍にあっても地域福祉活動は不要不急ではないのです。



保健センターと連携した消毒ボランティア講座の開催

全国の社協職員へのメッセージ

「サザエさん家の住民票は何通だろう」と気になって調べてみました。波平さんを世帯主とした7人家族で1通か、波平さんを世帯主とした世帯とマスオさんを世帯主とした世帯の2通か、将来はカツオやワカメも世帯分離するのだろうかともやもや…。

単身世帯の増加は、高齢化と同じくらい重大な地域の変化だと思っています。しかし、コロナ禍で特例貸付窓口に立ってみると、世の中はこんなにも世帯のあり方がバラバラなのだを知り、驚きました。親族と住みながら住民票上はそれぞれ単身世帯だったり、親族関係のない人が複数人同居していたりする世帯(私は「複単身世帯」と呼称しています)が急速に増加しています。従来、「世帯」とは「住居および生計をともにする者の集まり」だとされてきま

したが、住民票と世帯実態が合致していない状況が多くみられます。さらに、複単身世帯の人が、単身世帯よりも家庭内での関係が希薄で経済的に困窮しがちであるという課題が顕在化しました。

特例貸付窓口では、複単身世帯に「世帯ごとの貸付です」という説明がうまく伝わらないことが多発していたことと思います。仕組みが地域の変化についていけないのではないのでしょうか。社会の変化は加速度的に早くなっています。地域の変化をとらえ予測し、自らを変えていけるよう私たちは舵を切らなくてはなりません。

「カツオ世帯主になる」「ワカメ世帯分離」なんて話が放送される日も近いのかもしれませんが。

